

# 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画概要版

海岸漂着物処理推進法に基づき、小笠原諸島における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」を策定しました。

## 海岸漂着物対策の課題

海岸漂着物対策の実施状況と課題は次のように論点整理される。

### 【回収】

- ・ 住民、事業者、民間団体、NPOなどの様々な実施主体がボランティア活動、行政からの委託、行政や民間の財団からの補助により回収を実施しているが、各主体間の協力体制が十分とは言えない。
- ・ また、ボランティア活動による回収には限界がある。

### 【処理】

- ・ 海岸漂着物等の多くは島内処理が困難なものが多く、島外で処理するための海上運搬費用及び中間処理委託費用が必要となる。

## 海岸漂着物等の円滑な処理対策

対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）として40海岸を設定した。

都は、計画的に実施が図られるよう、事前の調整に努めるとともに、住民等による継続的な回収が図られるよう、自発性、主体性を尊重しつつ、小笠原村と協力し技術的支援を行う。

海岸管理者等は、関係者と連携して、所管する重点区域海岸の海岸漂着物等の回収を実施し、処理に当たっては、廃棄物処理のノウハウを有する小笠原村と協定を締結して実施する。

大型又は船による回収が必要な海岸漂着物等は、海岸漂着物等の多い海岸を優先して計画的に実施する。

占有者等は、海岸管理者等と同様の役割が期待されていることから、清潔の保持に努める。

## 発生抑制対策・普及啓発

発生抑制対策は短期的な取組では効果が得られないことから継続的に行う。

観光協会等と連携して観光客等にも普及啓発を行う。

小笠原村等が行っている「ごみの持ち帰り運動」は継続して行う。

## その他

都は、海岸漂着物の状況、回収・処理実績情報を収集・分析し、施策に活用する。

計画は、おおむね3年間程度の実績を踏まえ、見直しを行う。

ただし、環境の変化、国の基本方針の改訂等に対して柔軟に対応する。